

公的立場で運営する補装具クリニックの工夫

Introduction of the brace clinic: The administrative system

高岡 徹¹⁾

Takaoka Toru

1. はじめに

横浜市リハビリテーション事業団は横浜市の地域リハビリテーションの中核施設として昭和62年に設立された機関である。施設としては、横浜市総合リハビリテーションセンター（以下リハセンター）と市内3か所の福祉機器支援センター、4か所の地域療育センター、そして障害者スポーツ文化センター横浜ラポールがある。さらに、リハセンターと同じ建物の中に横浜市障害者更生相談所が併設されている。

リハセンターで実施している事業の内訳を図1に示す。更生相談所が併設されていることにより、公的な立場で補装具を判定する役割も担っており、リハビリテーション科医はこれらすべての業務に関わっている。

今回は、われわれの補装具クリニックの特色や工夫を紹介する。

障害児通園施設(肢体不自由, 知的, 難聴)
障害者支援施設(機能訓練, 入所支援: 定員30名)
就労支援施設(定員40名)
診療所(外来, 入院19床) + 横浜市障害者 更生相談所
高次脳機能障害支援センター
地域・在宅巡回(地域・在宅リハ)
企画開発研究
補装具製作施設

図1 横浜市総合リハセンター：事業内訳

1) 横浜市総合リハビリテーションセンター
医療部 診療課

2. クリニックの現状

リハセンター内で行っている各種クリニックを表1に示す。これ以外に、市内3か所ある福祉機器支援センターにおけるクリニックが月2回ないし4回、更生相談所が直接実施している遠方区での補装具巡回相談が月1回、在宅訪問による判定（とくに重度障害者用意思伝達装置）を必要に応じて行っている。

表1 リハセンターの各種補装具クリニック

曜日	クリニック
月	義肢装具クリニック
火	小児義肢装具クリニック
水	車椅子/シーティングクリニック
木	なし
金	義肢装具クリニック

平成22年度にリハセンターで新規に処方した義肢装具・車椅子など1,080件の内訳を示す（図2）。入院・入所の患者も含まれているが、ほとんどが外来の利用者である。また、ここには補装具以外の健康保険や労災による装具や小児の補装具も含まれる。下肢装具が約半分、車椅子と座位保持装置が3分の1強を占めていた。下肢装具では、短下肢装具が70%を超えていた。

平成22年度に更生相談所で判定した横浜市全体の交付件数と、当センターでの処方数を比較する（表2）。更生相談所の判定は小児を含まないため、厳密な比較はできないが、下肢装具は横浜市全体の半分弱、義足は3分の1、義手は8割程度をリハセンターで直接判定し、処方していることになる。リハセンターでの直接判定以外は書類による判定が行われている。

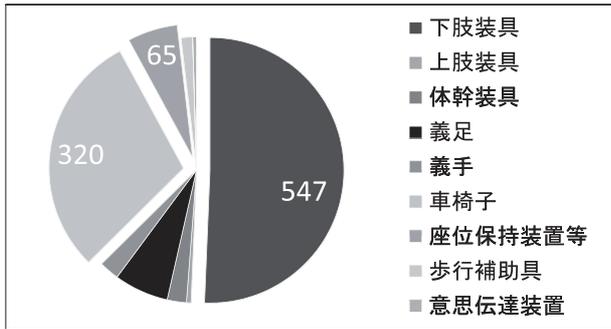


図2 新規処方した義肢装具・車椅子等
(平成22年度 N=1,080)

表2 義肢装具・車椅子等の件数比較(平成22年度)

種目名	リハセンター 処方数	横浜市 交付件数
下肢装具	547	1040
上肢装具	6	15
義足	71	185
義手	26	31
車椅子	320	422
座位保持装置等	65	141

義肢装具クリニックの人員体制は、医師と看護師、ソーシャルワーカー、義肢装具士、車椅子シーティングクリニックにはさらに、理学療法士とリハエンジニアが常に参加している。必要に応じて作業療法士なども加わる。担当医師は義肢装具クリニックが3ないし4名、車椅子シーティングクリニックは5ないし6名で対応する。義肢装具士はクリニックが開催されない日も含めて、土日祝日を除く毎日の午前中、複数の外部業者が補装具製作室に来所している。現在、義肢装具クリニックに定期的に参加している業者は合計8社だが、常駐業者以外の希望があれば、利用者が業者を同伴して来所し作製することも可能である。

義肢装具クリニックは月曜日と金曜日の午前中に開催しており(表1)、新規作製のための判定は1日6枠の予約制としている。待機期間は1から2週間程度であるが、破損等の緊急性を要する場合は適時対応している。仮合わせ・完成のための適合チェックは1日10から15名程度となる。完成までの期間は一般的な下肢装具で3から4週である。補

装具製作室は種々の工作機器を備えており、クリニック内での加工修正が可能で業者は自由に使うことができる。作製自体は各業者が工場に持ち帰り、行っている。

主な対象疾患は脳卒中を主体とした脳損傷や切断、脳性麻痺などで、そのほとんどが慢性期(生活期)の利用者である。障害者自立支援法による作製が80%を超えており、現在使用中のものと同じものを作ってほしいという希望が多い。補装具の見積書は、更生相談所において厳密にチェックされ、必要があれば業者へ修正・指導が行われる。

義肢装具クリニック当日は、9時から10時半までを新規ケースの診察・判定、10時半以降は仮合わせ完成の適合チェックの時間と大きく2分割している。

新規ケースはまずソーシャルワーカーによる面接を行い、希望の装具や使用目的の聴取、補装具作製履歴の確認、場合によっては区役所への問い合わせなどを行う。その後、リハビリテーション科診察室での医師による医学的判定・処方を経て、業者の採寸・採型とすすめる。

10時半をめどに医師と看護師は補装具製作室に移動し、適合チェックを多人数同時に行っていく。業者はそれ以前に10時前後から調整を行い、適合チェックに備え、できる限りの効率的運営を図っている。

3. クリニックの特徴・工夫

当センターのクリニックの最大の特徴は身体障害者更生相談所からの委託により業務を行っているという点である(図3)。障害者更生相談所との一体的な運営は、すなわち横浜市全体の補装具判定システムの中核拠点としての役割を担うということである。

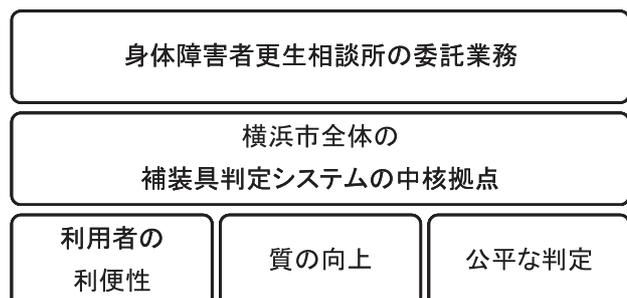


図3 クリニックの特徴

り、そのための工夫や努力が要求される。今回は利用者の利便性、質の向上、公平な判定という視点でまとめた。

① 利用者の利便性

当センターへのアクセシビリティという点で見ると、当センターは市の北部に位置するが、市内全域をカバーする役割になっている。しかし、遠方であり来ることができないという方に対して、方面別に福祉機器支援センターの配置や巡回相談を行うことによって、より身近な場所で判定を受けられるようにした。また、外出が困難なケースでは在宅リハ訪問での対応も可能であり、市民に対する補装具作製の機会を担保している。さらに、アクセシビリティが改善されることで、補装具を通じた長期のフォローアップが可能となるメリットもある。

しかしながら、横浜市は人口370万人近い大都市であり、1機関がすべてを担うことは現実的には困難がある。そこで、一部の補装具を除き、書類による判定を積極的に認めている。利用者が普段から継続的な診療を受けている市内の大学病院などの基幹病院であれば、チームによる補装具作製の体制をつくるのが可能であり、さらに、利用者の身体機能を熟知したよりふさわしい補装具作製が期待できると考える。一方、質の担保や公平性の観点から、意見書作成ができる医師の資格を整形外科やリハビリテーション科の専門医などに限定することや更生相談所での意見書の厳密なチェックは欠かせない。また、複数の製作者に参加してもらうことなどによって、利用者の希望に応じた業者の選択ができることも利用者の利便性向上に役立っていると考えられる。

② 質の向上

製品の質という点では、良質な製作者を選定する必要がある。当事業団ではこの選定のために、独自に選考委員会を設置している。横浜市の指定業者であることを前提として、当センターで仕事をしたいという申請があった業者を補装具等製作者選考委員会で個別に審査し、認められた業者を各クリニックに複数配置するようにしている。2年ごとに見直しを行い、過去の実績がある業者

であっても、2年の間に問題となる事態がなかったかどうかなどを審査し、改めて選定を行う。また、複数の業者がクリニックに参加することは、お互いの技術や情報の交換や学びの機会となり、質の向上に貢献していると考えられる。

義肢装具士をはじめとする多職種によるチームで対応していることも特徴のひとつであり、リハビリテーションエンジニアを除けば、どこのリハビリテーション施設においても構築できるチームである。リハビリテーションエンジニアは当センターの車椅子シーティングクリニックでは欠くことのできない存在となっており、困難ケースへの対応、新しい製品や技術の紹介などに寄与している。

③ 公平な判定

公平な判定は、公的な機関として求められる当然の態度だが、多職種、複数の製作者が関わることにより、自然と相互チェックが働くシステムになっている。とくに、ソーシャルワーカーがインテークを担当することで、外部の福祉担当機関との調整が図られること、また構造上の問題からプライバシーへの配慮が不十分とはなるが、オープンスペースで適合チェックを実施していることで逆に利用者自身もお互いに観察していることなども、公平性を保持することに役立っていると考えられる。

また、筆者は全国身体障害者更生相談所協議会の補装具判定専門委員会（委員長：宮城県リハビリテーション支援センター榎本修先生）に委員の一人として参加している。今後も全国的な視点から、補装具判定の平準化や発展に関わっていきたい。

[第28回日本義肢装具学会学術集会

(2012年11月10日～11日、名古屋市)にて発表]